

議案第26号

養父市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

養父市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市都市公園条例の一部を改正する条例

養父市都市公園条例（平成16年養父市条例第249号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行					
別表第2（第12条関係）						別表第2（第12条関係）					
施設名	区分	単位	使用料	照明料	利用時間帯	施設名	区分	単位	使用料	照明料	利用時間帯
総合体育館	全面	1時間	800	—	午前9時から午後9時30分まで	総合体育館	全面	1時間	800	—	午前9時から午後9時30分まで
	1 / 2面		400	—			1 / 2面		400	—	
	1 / 3面		300	—			1 / 3面		300	—	
	1 / 4面		200	—			1 / 4面		200	—	
	ランニングデッキ	1人	100	—			ランニングデッキ	1人	100	—	
会議室	1室	1時間	250	—	会議室	1室	1時間	250	—		
(略)						(略)					
テニスコート	1面		400	250	午前9時から午後9時30分まで	テニスコート	1面		400	250	午前9時から午後9時30分まで
備考 1・2 (略)						備考 1・2 (略)					

改 正 案	現 行
3 <u>総合体育館の冷暖房を使用するときは、使用料の5割を加算する。</u>	3 <u>空調設備を利用することとなった場合は、別に定める料金を納めなければならぬ。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。